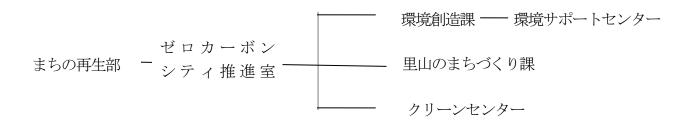
# 第1章 環境行政の概要

第1節 機構



# 第2節 事務分掌

# 事 務 内 容

# ゼロカーボンシティ推進室

#### 環境創造課

- (1) 地球環境、自然環境の保全及び公害の防止に係る企画並びに総合調整に関すること。
- (2) 資源循環型社会の推進(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 環境基本計画の推進に関すること。
- (4) 環境審議会に関すること。
- (5) 地球温暖化の防止、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関すること。
- (6) 環境学習の企画及び推進(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (7) 羽東川・波豆川流域水質保全協議会に関すること。
- (8) 生活衛生及び生活環境保全に係る企画並びに総合調整に関すること。
- (9) 千丈寺湖の環境を守る条例(平成13年三田市条例第27号)に基づく規制及び指導に関すること。
- (10) 犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関すること。
- (11) 動物の愛護思想の普及及び啓発に関すること。
- (12) 旅館、ぱちんこ屋及びゲームセンターの立地規制並びに風俗営業店の立地規制及び連絡調整に関すること。
- (13) 聖苑に係る運営指導に関すること。
- (14) 公営墓地の整備及び維持管理に関すること。
- (15) 墓地等に係る指導及び許可等に関すること。
- (16) 室の庶務及び総合調整に関すること。

# ■環境サポートセンター

- (1) 野外焼却に関すること。
- (2) 騒音・振動・悪臭等の特定施設届出等の受付受理に関すること。
- (3) 公害の監視、測定及び公害防止協定の指導並びに公害に係る苦情その他意見の処理に関すること。
- (4) 環境美化の普及、啓発及び推進に関すること。
- (5) 衛生害虫等の駆除に関すること。
- (6) 廃棄物の不法投棄対策に関すること。
- (7) 産業廃棄物に係る県との意見調整に関すること。

#### 里山のまちづくり課

- (1) 三田市里山と共生するまちづくり条例(平成30年三田市条例第50号)の推進に関すること。
- (2) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)に 関すること。
- (3) 生物多様性の保全に関すること。
- (4) 環境学習の企画及び推進に関すること。
- (5) 里山林整備事業の企画及び調整に関すること。
- (6) 里山の保全団体への支援に関すること。
- (7) 森林の伐採及び伐採後の造林の届出制度に関すること。
- (8) 森林の管理巡視に関すること。

### クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物処理事業の企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業者及び浄化槽業者の許可並びに指導監督に関すること。
- (3) ごみ減量化・資源化施策の企画、総合調整及び推進に関すること。
- (4) 処理施設及び附帯施設の運営並びに維持管理に関すること。
- (5) 廃棄物の収集及び処理に関すること。
- (6) 汚物及び死亡獣畜の収集並びに処理に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (8) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

# 第3節 環境審議会

三田市環境審議会は、「三田市環境基本条例」に基づき、市長の付属機関として市長の諮問に応じて環境基本計画に関する事項や環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議し答申する目的をもって平成19年11月1日に設置されました。環境審議会は、2年間を任期として市民代表、学識経験者、関係機関より計12名の委員で構成されています。

#### 三田市環境審議会委員

選出区分	所属団体等	H30. 8. 7∼R2. 8. 6	R2. 9. 1~R4. 8. 31
市民代表	三田市商工会	平瀬 友喜	平瀬 友喜
IJ	兵庫六甲農業協同組合	吉田 顕人	安田 潤平 (~R4.7.14) 荒木 辰哉 (R4.7.15~)
IJ	三田市消費者協会	石出 正子	山田 五郎
IJ	(社)三田青年会議所	阪本 浩司	阪本 浩司
"	公募委員	赤松 嘉和	森 里美
IJ	公募委員	天野 美惠子	道阪 悦子
"	公募委員	岡崎 賢一	山田 敏雄
"	公募委員	宮本 栄子	_
IJ	公募委員	山名 茂	_
学識経験者	兵庫県立大学/県立人と自然の博物館	佐藤 裕司	佐藤 裕司
"	兵庫県立大学/県立人と自然の博物館	石田 弘明	石田 弘明
"	関西学院大学	今井 一郎	佐山 浩
"	関西学院大学	佐山 浩	_
関係機関	兵庫県阪神北県民局県民交流室	木下 勝功	木下 勝功 (~R4.3.31) 岸本 和史 (R4.7.15~)
IJ	兵庫県三田警察署生活安全課	久松 幸太郎	秦 亮人

# 第4節 公害防止協定

公害防止協定とは、市民の健康を保護し、快適な地域の環境を保全する目的で、行政区域内の 主な工場・事業所を対象に公害関係法令に定めのない事項で、公害の未然防止を図るよう行政機 関と企業が取り決めたものです。

三田市は、北摂三田テクノパークに立地する企業をはじめとする78社と協定を締結しています。 (令和3年度末現在)